

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（376）」
2. 日時：平成29年9月26日 15時45分～19時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、名倉安全管理調査官、義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、正岡安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他14名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

〈屋外アクセスルート・斜面安定性〉

- 敷地の不等沈下について、岩盤の傾斜部における堆積層厚の違いに由来するものと、傾斜部周辺の地層構成に由来するものが重畳する箇所での影響を評価して提示すること。
- 液状化に伴う沈下量の評価に用いている解析モデル、解析条件を整理して提示すること。
- 相対密度の求め方について、本体資料へ記載すること。
- 局所的な段差発生時に土のうを配備することを明記すること。

〈屋内アクセスルート〉

- 新たに整備した屋内アクセスルートを用いる場合、有効性評価における作業時間に対する影響について、アクセスルート変更前と変更後で時間差が生じる理由を整理して提示すること。また、ハッチや水密扉等の開閉作業等を踏まえた移動時間（Aルート）について算定根拠を整理して提示すること。
- 床面ハッチの仕様変更に伴い、新たに必要となった対応について、運用・管理方法を含め整理して提示すること。
- ハッチ開閉操作について、作業時間や要員間の連絡方法など、作業成立性について詳細に説明を追加すること。
- 運転班3名が中央制御室へ参集せずに原子炉建屋入口で合流し現場へ向かうとしている「速やかに実施すべき現場作業が明確な場合」とはどのような場合か整理して提示すること。
- 階段部分の移動速度の想定について、実測や先行プラントの評価を踏まえ、想定の妥当性を示すこと。
- 有毒ガスの回り込みや、薬品タンクから漏えいして周辺の堰を超えた場合の影響について整理して提示すること。
- 薬品の漏えいによりアクセスルートが阻害された場合の代替ルートの確保について、選定の考え方を整理して提示すること。
- ホース運搬車の配備数の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 保管場所・アクセスルート 審査会合における指摘事項の回答